

新居浜市上下水道局公告第5号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市上下水道局契約規程（平成25年水道事業／工業用水道事業管理規程甲第1号）において例によることとされる新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月9日

新居浜市長 古川 拓哉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 水工水第1号 工業用水道庄内町配水管布設工事
- (2) 工事場所 新居浜市庄内町五丁目外
- (3) 工事概要 DIP (NS) $\phi 800$ $L=469\text{m}$
空気弁 $\phi 75$ $N=4$ 基
- (4) 工事期間 契約の日から令和8年2月28日まで

2 一般競争入札参加者の資格について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和7・8年度新居浜市建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、新居浜市の指定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行い、かつ、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

(ウ) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代

表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められること。

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 入札書提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱(平成2年制定)の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に定める経営事項審査(水道施設)を受けていること(有効期間内のものに限る。)

エ 新居浜市建設業者格付事務取扱要綱(平成6年制定)第3条別表第1に基づく「水道施設工事」の等級(令和7・8年度)が「A」であること。ただし、建設業法第26条第2項に該当する場合は、同法第3条第2項に規定する「水道施設工事業」において、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

オ 配置予定技術者として、営業所技術者以外に2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を専任(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する。)で配置できること。また、建設業法第26条第2項に該当する場合は、予定配置技術者として、特定営業所技術者以外に水道施設工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼付されている者は不要)を有する監理技術者を専任で配置できること。ただし、同法第26条第3項第1号又は第2号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。

カ ダクタイル鋳鉄管(口径φ500以上)の施工においては、公益社団法人日本水道協会が実施している「配水管工技能講習会(大口径管)」の受講修了者を雇用しており、本工事に従事させることができること。

キ 令和5・6年度に完成した、新居浜市が発注した建設工事(新居浜市上下水道局

及び新居浜港務局発注分を含む。)の受注実績がある場合、それぞれの年度の工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

3 入札参加資格の審査について

(1) 入札参加資格の審査方法

本案件の入札に参加を希望する者は、申請書及び資料等を提出し、市長の審査を受けなければならない。

(2) 提出すべき書類

入札参加資格審査申請書(様式第1)及び入札参加資格確認資料(様式第2)

(3) 提出の期間及び方法

令和7年6月30日(月)9時00分から同年7月2日(水)17時00分までの電子入札システム運用時間中に、電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札参加資格の審査結果

令和7年7月7日(月)17時00分までに電子入札システムにより通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 市長に入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合においては、令和7年7月9日(水)17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部契約課

ウ 市長は、アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年7月11日(金)までに、FAX又は電子メールにより回答する。

4 一般競争入札について

(1) 提出すべき書類

ア 入札書及び本工事費内訳書を令和7年7月22日(火)9時00分から同月24日(木)17時00分までの電子入札システム運用時間中に、電子入札システムにより提出すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 予定価格

178,820,000円(消費税及び地方消費税額除く。)

(3) 低入札価格調査制度 有

新居浜市低入札価格調査実施要領（平成１８年制定）に基づく低入札価格調査を実施した結果、落札決定した場合には、下記にかかわらず契約保証金は契約金額の３割以上、前払金は契約金額の２割以内とし、中間前払金は支払わないものとする。

- (４) 入札保証金 免除
- (５) 契約保証金 契約金額の１割以上
- (６) 前払金 契約金額の４割以内

新居浜市工事請負契約約款第４０条及び第４１条の規定により支払う。

- (７) 中間前払金 契約金額の２割以内

新居浜市工事請負契約約款第４０条及び第４１条並びに新居浜市建設工事請負代金中間前金払実施要領（平成２３年制定）の規定により支払うことができる。

- (８) 部分払金

新居浜市工事請負約款第４０条及び第４２条の規定により支払うことができる。ただし、中間前払金を受けた場合は、部分払を請求することはできない。

- (９) 契約書作成の要否 要

- (10) 図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）を示す期間及び場所

令和７年６月９日（月）９時００分から同年７月２５日（金）１７時００分まで電子入札システムに掲載する。

- (11) 設計図書等に対する質疑の期限及び方法

令和７年７月１１日（金）１７時１５分までに契約課に文書持参、ＦＡＸ、電子メール又は電子入札システムにより提出すること。

- (12) 開札

令和７年７月２５日（金）９時２０分から契約課入札室において電子入札システムにより行う。

５ その他入札について必要な事項

- (１) 入札の無効

ア 入札参加資格のない者及び入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。

イ 開札時点において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格を取り消すものとする。

- (２) 最低応札者が、経営状況その他の客観的事由により、工事を完成できないおそれがあると認められる場合は、失格とすることがある。

- (３) 本案件は、電子入札システムを使用して一般競争入札に係る手続を行うものであり、公告に定めのない事項については、新居浜市建設工事等電子入札運用基準（平

成 2 2 年制定) 及び新居浜市一般競争入札実施要領 (平成 2 0 年制定) の規定によるものとする。

6 問合せ先

新居浜市総務部契約課 電話 (0 8 9 7) 6 5 - 1 2 2 1
F A X (0 8 9 7) 3 7 - 6 8 2 5
メールアドレス keiyaku@city.niihama.lg.jp